

多度地区小中一貫校整備事業 募集要項等に関する「質問書」への回答（第1回）

令和4年8月10日

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
1	募集要項	8	第2	9	(4)		事業期間	【事業スケジュール（予定）】の本施設の引渡にて、「引越しを含め、令和7年度内の引渡を条件とする。」との記載がありますが、引越しは事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	多度中学校及び多度中小学校以外の小学校からの引越作業は、事業者の業務範囲に含まれません。なお、市が行う引越作業は、本施設の引渡後に実施することを想定しております。 ※【事業スケジュール（予定）】の「本施設の引渡」に関して、「（引越しを含め、令和7年度内の引渡を条件とする。）」は、「（引渡後、令和7年度内に1か月間以上の開業準備期間が確保できることを条件とする。）」に修正します。
2	募集要項	8	第2	9	(4)		事業期間	引越しの所掌が事業者である場合、旧校舎から新校舎へ移設する家具・備品のリストをご教示ください。	回答No.1参照
3	募集要項	8	第2	9	(4)		事業期間	「令和7年度中用地取得部分における本施設の引渡及び開校準備期間が完了すること」と記載があります。また、【事業スケジュール（予定）】の開校準備期間の欄には、「引渡から開校まで1ヶ月以上確保できるように配慮すること」と記載があります。双方の条件を鑑みると、本施設の引渡期限は、『令和8年2月末』と考えられますが、そのような条件でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	募集要項	8	第2	9	(4)		事業期間	【事業スケジュール（予定）】の事業用地全体の供給開始期限の欄に、「機能導入施設整備・運営事業を提案する場合：事業者が提案する日（具体的な供給開始日は市と事業者の協議により決定する）」との記載がありますが、供給開始日の期限は設けていないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、機能施設の供用開始日に関して、期限は設けておりませんが、令和9年度中を想定しております。（機能施設の供用開始日は、提案書様式12-2に明記してください。様式集12-2を加筆修正します。） ※「機能導入施設整備・運営事業」は「機能施設整備・運営事業」に修正します。
5	募集要項	10	第1	8	(1)		後期課程における部活動の想定	卓球部の活動場所は体育館内のどこを想定されていますでしょうか。また、設置する卓球台の台数をお教えいただけますでしょうか。	卓球部の活動場所は、体育館の小フロアを想定しております。卓球台の台数は、6台を想定しております。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
6	募集要項	10	第2	9	(5)	⑤	市が実施する主な業務について	令和5年度以降に市が実施する「取付道路（通学路）の整備（実施設計、工事）」はどこ（どの範囲）を指しているのでしょうか。	別途配布資料の「第1回質問書回答資料① 取付道路整備予定箇所」をご参照ください。 ※配布資料の受領方法は、桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課（電話：0594-24-1354）にお問い合わせください。
7	募集要項	10	第2	9	(5)	⑤	市が実施する主な業務について	令和4年度に市が実施する「埋蔵文化財発掘調査」について、その範囲と時期及び概要についてご教示願います。	別途配布資料の「第1回質問書回答資料② 天王平遺跡発掘調査概要」をご参照ください。 ※配布資料の受領方法は、桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課（電話：0594-24-1354）にお問い合わせください。
8	募集要項	10	第2	9	(7)		基準価格	「本業務のかかる費用は、継続費として令和4年1月に計上済」とありますが、基準価格（＝継続費）の算出月はいつでしょうか。	基準価格は、令和4年1月に算出しております。
9	募集要項	11	第3	1			事業者の募集及び選定方式について	「本事業は必ずしも提案通りに実施するものではなく、選定された事業者の提案をもとに市と協議しながら推進することになる。」とありますが、リスク分担表に記載のある通り、協議による変更によりコストアップが必要な場合は追加費用が認められると考えてよろしいでしょうか。	市の事由により費用の増加が見込まれる場合、事業者と追加費用の協議を行います。
10	募集要項	11	第3	2			事業者の募集及び選定スケジュール	提案書類の受付締切が11月10日（木）となっておりますが、20頁（10）提案書類の受付期間では令和4年11月9日（水）～11日（金）となっております。どちらが正解でしょうか。	提案書類の受付期間は、「令和4年11月9日（水）～10日（木）」に修正します。
11	募集要項	11	第3	2			事業者の募集及び選定方式	令和4年12月の欄に「優先交渉権者が結成する特定JVと仮契約の締結」と記載がありますが、P24・第4 事業契約に関する事項・1-（1）では「優先交渉権者が結成する特定JVと令和5年1月に仮契約を締結することを予定している」と記載があります。どちらのスケジュールが正でしょうか。ご教示ください。	P11記載のスケジュールを修正します。募集要項の修正版をご参照ください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
12	募集要項	11	第3	2			事業者の募集及び選定方式	令和5年1月の欄に「仮契約の議決（本締結の締結）」と記載がありますが、ここでいう「本締結の締結」とは「本契約の締結」と読み替えてよろしいでしょうか。	「本契約の締結」に修正します。
13	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募グループの構成企業について	B建築設計企業とE建築工事監理企業は同じ企業で問題ないでしょうか。	BとEは同一企業で問題ありません。
14	募集要項	12	第3	3	(1)	①	構成企業	建築設計企業についてJVで参加は可能でしょうか。またその場合、参加資格要件は代表者のみが全て満たせばよいでしょうか。	JVでの参加を可能とします。ただし、設計JVの代表者は、募集要項14頁「(4)建築設計企業の参加資格要件」ア～オの全ての充足を要件とします。設計JVの構成員は、ア～エの充足を要件とします。
15	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募事業者の構成	応募事業者はA～Eの企業により構成する応募グループが桑名市様と仮契約までに特定JVを結成し契約主体となりますが、グループ構成企業が複数になる場合は特定JV（乙型）の結成することと解釈して宜しいでしょうか？ご教示下さい。	ご理解の通りです。
16	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募事業者の構成	応募事業者『A～Eは、それぞれ「単独」の企業が担当することを基本とし』と記載がありますが、単独の企業が複数の条件を満たす場合は、その企業が複数の業務を担当することも可能でしょうか（例：1つの設計企業がA、Dの業務を兼務する）。	ご理解の通りです。
17	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募事業者の構成	仮契約を締結する際は特定建設工事共同企業体協定書の提出は必要でしょうか？ご教示下さい。	仮契約の締結前に、特定建設工事共同企業体協定書を提出していただくことを想定しております。
18	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募事業者の構成	特定建設工事共同企業体協定書の提出が求められる場合、提出部数は正副何部でしょうか。ご教示ください。	協定書は、1部提出してください。
19	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募事業者の構成	仮契約を締結する際の特定建設工事共同企業体協定書の書式は、任意書式でしょうか？ご教示下さい。	協定書は「桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱」（平成22年9月1日 告示第153号）に規定する様式を参考に作成してください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答	
			第3	3	(1)	①				
20	募集要項	12	第3	3	(1)	①	応募グループの結成条件について	応募グループの構成企業「B（建築設計企業）」についてJV条件に「A～Eは、それぞれ「単独」の企業が担当する事を基本とし、共同企業体（以下「JV」という。）の結成は必須としない。」と記載がありますがJVで参加も可能との理解で宜しいでしょうか。	回答No.14参照	
21	募集要項	12	第3	3	(1)	②	応募グループの結成条件について	JV条件に「A～Eは、それぞれ「単独」の企業が担当する事を基本とし、共同企業体（以下「JV」という。）の結成は必須としない。」と記載がありますがJVで参加する場合の申請書式（様式集（様式5-1～5-11））をご提示下さい。	参加表明書及び参加資格審査申請書類は、必要に応じて適宜修正してください。	
22	募集要項	12	第3	3	(1)	②	ア	応募グループの構成企業について	複数の応募グループの構成企業になる事は不可で、構成企業は単独を基本とすることが明記されています。構成企業のAとD若しくはBとEは、同一企業でも宜しいのでしょうか？	ご理解の通り、AとD、BとEは同一企業でも構いません。
23	募集要項	13	第3	3	(2)	キ	構成企業共通の参加資格要件	募集要項の公表日までに、市で指名停止または営業停止等の措置を受けていない者とありますが、公表日以降に指名停止になった場合は参加資格要件を失うのでしょうか？ご教示下さい。	公表日の翌日以降に、指名停止または営業停止等の措置を受けた場合、参加資格要件は喪失しません。	
24	募集要項	14	第3	3	(3)	ウ	土木設計企業の参加資格要件	設計業務の完了実績は、官公庁及び民間問わずの実績と理解してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	ご理解の通りです。	
25	募集要項	14	第3	3	(3)	ウ	土木設計企業の参加資格要件	国内で元請として区域面積10,000㎡以上の造成（整地）に係る基本（予備）設計または実施（詳細）設計業務の完了実績ですが、組合施行の土地区画整理事業に係る業務も該当すると考えてよろしいでしょうか。その場合、確認書類として契約書や業務計画書等を添付することでよろしいでしょうか。	組合施行の土地区画整理事業に係る業務実績も該当します。確認書類として、契約書や業務計画書等を添付してください。	
26	募集要項	14	第3	3	(3)	エ	土木設計企業の参加資格要件	「兼任しないこと」とありますが、管理技術者と照査技術者を兼任しないこととの意味でしょうか。	ご理解の通りです。	

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
27	募集要項	14	第3	3	(3)	エ	土木設計企業の参加資格要件について	最終項に兼任しないこととなっています。これは、管理技術者と照査技術者が兼任しないということによろしいですか？	回答No.26参照
28	募集要項	14	第3	3	(3)	エ	土木設計企業の参加資格要件	照査技術者は、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の有資格者で、ウに定める業務実績は不問と理解して宜しいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解の通りです。
29	募集要項	14	第3	3	(4)		建築設計企業の参加資格要件について	「B（建築設計企業）」がJVでの参加の場合は代表設計企業が（4）建築設計企業の参加資格要件を全て満たし、構成員は（4）のア及びイを満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.14参照
30	募集要項	14	第3	3	(4)	オ	建築設計企業の参加資格要件について	「兼任しないこと」とありますが管理技術者・意匠主任・構造主任・電気設備主任・機械設備主任それぞれが他の主任技術者を兼任しないという意味でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	募集要項	14 15			(3) (6)	ア	桑名市入札参加資格者名簿	「土木関係コンサルタント（都市計画及び地方計画）」の申請をこれから行った場合7月末日の受付完了になりますが、参加資格要件として認められますか。	募集要項14頁(3)「土木設計企業の参加資格要件」ア、同15頁(6)「土木工事監理企業の参加資格要件」アに記載のとおり、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日において、「桑名市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業者）の「土木関係コンサルタント（都市計画及び地方計画）」に登録され、同様の部門で令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している」ことが要件となります。
32	募集要項	14 16	第3	3	(3) (6)	エ	土木設計企業、土木工事監理企業の参加資格要件	土木設計の管理技術者と土木工事監理の管理技術者は、時期がずれるために兼ねることができると考えますが、よろしいでしょうか。	土木設計と土木工事監理の管理技術者は、兼務を認めます。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
33	募集要項	15	第3	3	(5)	キ	建設企業の参加資格要件	建築工事の監理技術者が、一級土木施工管理技士の資格を有している場合は土木工事の監理技術者との兼務は可能と考えてでしょうか？	兼務は可能とします。
34	募集要項	15	第3	3	(6)	ウ	土木工事監理企業の参加資格要件	設計業務の完了実績は、官公庁及び民間問わずの実績と理解してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	ご理解の通りです。
35	募集要項	16	第3	3	(6)	ウ	土木工事監理企業の参加資格要件	国内で元請として区域面積10,000㎡以上の造成工事に係る監理業務の完了実績ですが、組合施行の土地区画整理事業に係る業務も該当すると考えてよろしいでしょうか。その場合、確認書類として契約書や業務計画書等を添付することによろしいでしょうか。	組合施行の土地区画整理事業に係る業務実績も該当します。確認書類として、契約書や業務計画書等を添付してください。
36	募集要項	16	第3	3	(6)	ウ	監理業務の実績について	募集要項では『監理業務』の実績を求められています。実績の証票資料には『管理業務』という記述になっていますが、実際に監理業務をしていた事が分かれば要件を満たすと理解して宜しいでしょうか？	土木工事監理企業の実績要件は、募集要項16頁記載の通り「過去15年間(平成19年4月1日から令和4年3月末まで)において、国内で元請として区域面積10,000㎡以上の造成工事に係る監理業務の完了実績を有する者」となります。
37	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	管理技術者及び担当技術者として、…	当該資格を条件に設定した意図をご教授ください。	土木工事監理企業の管理技術者及び担当技術者の要件として必要と判断したためです。
38	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	管理技術者及び担当技術者として、…	「技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）」とありますが、“都市計画及び地方計画”は、“都市および地方計画”でお間違いないでしょうか？	「技術士（建設部門：都市及び地方計画部門）」に修正します。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
39	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	管理技術者及び担当技術者として、下記の通り配置できる者 『・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること』とありますが、『・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること』の間違いではないでしょうか？ なお、様式集の様式5-9（2/2）には『管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者を配置できること』と明記されています。	ご理解の通りです。「技術士（建設部門：都市及び地方計画部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること」に修正します。	
40	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	土木工事監理企業の参加資格要件	「兼任しないこと」とありますが、管理技術者と担当技術者を兼任しないこととの意味でしょうか。	ご理解の通りです。
41	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	土木工事監理企業の参加資格要件について	最終項に兼任しないこととなっています。これは、管理技術者と担当技術者が兼任しないと言うことよろしいですか？	回答No.40参照
42	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	土木工事監理企業の参加資格要件について	管理技術者又は担当者が現場に常駐すると考えてよろしいですか？	土木工事監理について、管理技術者又は担当者の常駐を求めません。
43	募集要項	16	第3	3	(7)	オ	建築工事監理企業の参加資格要件について	担当技術者とは意匠担当技術者ということよろしいでしょうか。	担当技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備にも適切に配置してください。
44	募集要項	16	第3	3	(6)	エ	土木工事監理企業の参加資格要件	担当技術者は、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の有資格者で、ウに定める業務実績は不問と理解して宜しいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解の通りです。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
45	募集要項	17	第3	4	(4)		参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	受付期間が8月17日～8月19日とご指定がありますが、弊社の一斉閉店日と重なっております為、事前に受付けていただく事は可能でしょうか。	募集要項に記載の通りとします。
46	募集要項	18	第3	4	(5)		参加資格審査結果の通知	参加資格審査の結果の通知方法は、どのような方法で代表企業に通知されるのでしょうか？ご教示下さい。	通知方法は、「郵送」を想定しております。
47	募集要項	19	第3	4	(9)		競争的対話の実施	様式4-2「競争的対話確認事項書」の記載内容に関して提出する配置図・平面図のはの添付ファイル形式は任意でしょうか？ご教示下さい。	配置図・平面図等の図面は、PDF形式で提出してください。
48	募集要項	19	第3	4	(9)		競争的対話の実施	令和4年10月6日（木）に桑名市様のHPで公表されるものは、応募グループの配置図・平面図も公表されるのでしょうか？ご教示下さい。	応募グループから提示された配置図・平面図等の図面は、公表の対象となりません。
49	募集要項	20	第3	4			応募に関する手続き	P.11の選定スケジュールとP.17～20に記載されている日時に食い違いがありますが、P.17～20に記載の日時を正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の頁に関して、整合していない箇所を修正しました。募集要項の修正版をご参照ください。
50	募集要項	20	第3	4	(10)		提案書類の受付	受付期間が令和4年11月9日（水）～11日（金）となっておりますが、P11の「事業者の募集及び選定スケジュール」では提案書類の受付締切が11月10日（木）となっております。どちらが正でしょうか。	提案書類の受付期間は「令和4年11月9日（水）～10日（木）」に修正します。
51	募集要項	20	第3	4	(10)		提案書類の受付	左記では提案書類の受付締切が11月11日となっておりますが、P11のスケジュール表では11月10日締切となっております。どちらが正解でしょうか。	回答No.50参照
52	募集要項	27					別紙リスク分担表（政策変更リスク）	政策変更リスクで負担者の事業者が▲になっていますが、どのような内容を負担すべきとお考えでしょうか。	括弧書きにも記載の通り、市の政策変更により本事業の公募が変更・中断・中止になった場合、本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、事業者負担となります。事業契約締結後における政策変更リスクの負担につきましては、事業契約書（案）をご参照ください。
53	募集要項	27					別紙リスク分担表（法制度リスク）	法制度リスクで上記以外の～は事業者負担●となっておりますが、事業者負担はないものと考えます。もしあるとすると具体的な内容を教えてください。	現状、具体的に想定しているものではありませんが、事業活動を行う法人一般に対する新たな法規制が生じ、当該規制への対応のために費用を要する場合には、事業者負担になることを意味しております。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
54	募集要項	27					別紙リスク分担表 (税制度リスク)	税制度リスクでその他の～は事業者負担●となっていますが、事業者負担はないものと考えます。もしあるとすると具体的な内容を教えてください。	法人税等の税率改正に伴うものは、事業者負担となります。
55	募集要項	27					別紙リスク分担表 (不可抗力リスク)	不可抗力リスクで事業者は一定範囲を負担▲となっていますが、不可抗力の場合は事業者負担はないものと考えます。もしあるとすると具体的な内容を教えてください。	事業者負担となる一定範囲（具体的な負担割合）は、事業契約書(案)をご参照ください。
56	募集要項	27					別紙リスク分担表 (物価変動リスク)	施設整備期間中とは、契約締結後との理解でよろしいでしょうか。また事業者は一定範囲を負担▲となっていますが、具体的な負担範囲・内容等を教えてください。	「施設整備期間中」とは、ご理解の通り、「事業契約締結後」の意味となります。物価変動に関する規定は、事業契約書(案)をご参照ください。
57	募集要項	27					別紙リスク分担表 (契約締結リスク)	議会の議決が得られない～は事業者負担●となっていますが、具体的な内容を教えてください。	市側及び事業者側が事業実施に向けて準備していた費用は各自の負担となります。具体的には、本事業への応募手続きや提案書類の作成、事業契約の締結交渉など、事業者側に発生した費用は、事業者負担となります。
58	募集要項	27					別紙リスク分担表 (用地リスク)	市が公表した資料から予測可能な地質障害・地中障害物に関するものは事業者負担●とありますが、予測可能なものは見当たりません。どのようなものを想定されていますでしょうか。また今回は対象敷地全体（現多度中小学校）において土壌汚染は調査済み、ないものとの考えでよろしいでしょうか。もし発見された場合は、工期及び費用の協議対象との考えでよろしいでしょうか。	市として想定している障害物はありません。計画地の地歴から土壌汚染対策法に係る土壌汚染の可能性は低いと想定していますが、発見された場合は協議の対象とします。
59	募集要項	27					別紙リスク分担表 (工事遅延・未完工リスク)	上記以外の要因による～場合は事業者負担●とありますが、これは事業者の責に帰すべき事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。市及び事業者の双方の責めに帰すべき事由によらないもの（不可抗力）や法令変更に伴うものは、「不可抗力リスク」「法制度リスク」の欄記載のリスク分担になります。
60	募集要項	27					別紙リスク分担表 (工事費増加リスク)	上記以外の要因による～場合は事業者負担●とありますが、これは事業者の責に帰すべき事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。市及び事業者の双方の責めに帰すべき事由によらないもの（不可抗力）や法令変更に伴うものは、「不可抗力リスク」「法制度リスク」の欄記載のリスク分担になります。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
61	募集要項	27	No. 1				リスク分担表	政策変更リスクにおける事業者の従負担とは概要に示される（本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担）のみでしょうか？ご教示下さい。	費用については、ご理解の通りです。なお、費用のほか損害が生じた場合、基本的には市負担となりますが、当該損害は、一般的合理的な範囲に限定されます。
62	募集要項	27	No. 16				リスク分担表	「不可抗力リスク」の概要に記載されている（事業者は一定範囲を負担）と記載されていますが、具体的な範囲をご教示下さい。	回答No.55参照
63	募集要項	27	No. 17				リスク分担表	「物価変動リスク」の概要に記載されている（事業者は一定範囲を負担）と記載されていますが、具体的な範囲をご教示下さい。	回答No.56参照
64	募集要項	28	※				リスク分担表	「事業者が「機能施設」を提案する場合、…別途リスク分担表に関する協議・設定を行う」と記載がありますが、機能施設に関するリスク分担表の協議・設定時期はいつでしょうか。ご教示ください。	機能施設に関して、公共施設または公民合築施設を提案された場合、事業契約の締結後に当該施設の整備・運営事業のリスク分担に関して協議を行います。当該協議を円滑に進めるため、市が負担することになるリスクについては、提案書（様式12-2）に具体的に記載してください。 民間（収益）施設を提案された場合、当該施設の整備・運営事業に関して、市はリスクを負担しません。
65	要求水準書						参考資料	配布資料No.9 多度中小学校図面①校舎設計図を受領しましたが、竣工図はないでしょうか？アスベスト事前調査費用算出に使用したいと思います。	竣工図はありません
66	要求水準書						参考資料	配布資料No.10 多度中小学校施設台帳を受領しましたが、様式2の備考欄に記載されている改修工事の図面はあるでしょうか？参考資料として、追加提示して頂きたいと思います。	改修工事の図面はありません
67	要求水準書	0	参考資料	配布資料	5		地質調査報告書	柱状図に地下水位の表記がありませんが、未調査なのか、もしくは地下水が存在していないのかを確認したいです。	地下水位については、要求水準書参考資料No.5「地質調査報告書」9頁に記載の通りです。
68	要求水準書	0					配布資料	敷地測量図（敷地境界線及び境界座標の記載されたもの）をご提供ください。	要求水準書参考資料No.4「現況平面図」として配布済みです。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
			第1	2					
69	要求水準書	1	第1	2			本事業の推進経緯	ワークショップやアンケートの中で得られた要望や意見の詳しい資料等があればご提示下さい。 ※「多度地区小中一貫校整備事業／桑名市 www.city.kuwana.lg.jp」には掲載ありますが、それ以外にありますでしょうか。	要求水準書等の公表資料の作成にあたり、意見等を集約した内容は、ホームページ記載のものとなります。
70	要求水準書	6	第1	5	(1)		対象用地の特徴	公募開始時において、本事業推進の同意は得られているものの仮登記の設定まで至っていない部分が存在するとありますが、その場所を教えてください。また仮登記の設定時期はいつになりますでしょうか。	個別の用地に関する質問には回答できません。
71	要求水準書	7	第1	5	(2)		インフラ条件	雨水排水は西側の背後流域を見込むようになっていますが、その背後流域の範囲を具体的に教えてください。	事業用地への流入・流出を勘案し、法令等の基準に従い、適切に流域設定及び排水計画をお願いします。
72	要求水準書	7	第1	5	(2)		雨水排水	「協議の上、適切な雨水調整池を設置する」とありますが、現在までに協議がなされていれば資料を提供していただけないでしょうか？	事業用地全体の設計計画図がないため、現在まで市において、雨水調整池に関する具体的な協議は行っておりません。
73	要求水準書	7	第1	5	(2)		雨水排水	放流先の多度川における狭小地点等、調整池設計条件となる資料があれば提供していただけないでしょうか？	提供可能な資料はありません。
74	要求水準書	7	第1	5	(2)		インフラ条件について	「プロパンガス（LPガス）業者へ確認」とありますが、指定業者はありますでしょうか	指定業者は特にありません。
75	要求水準書	12	第2	1	(1)	②	通路計画【用地取得部分】	スクールバスの出入口は南東角からとありますが、この交差点部分は民家もあり、スクールバスが進入する場所としては、かなり狭く危険な部分かと思えます。具体的に検討された結果であれば、バスの軌跡図・バスの大きさ等の資料提供をお願いします。	スクールバスは、開校時は大型バス、マイクロバスの併用とし、将来の児童生徒数減少により車両サイズも変更となる想定です。南東角を通行するスクールバスについては、大型バスでなくマイクロバスサイズを対象としています。 マイクロバスの大きさ・軌跡図は、別途配布資料の「第1回質問書回答資料③ 軌跡検討図」をご参照ください。 ※配布資料の受領方法は、桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課（電話：0594-24-1354）にお問い合わせください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
			第2	1	(1)	②			
76	要求水準書	12	第2	1	(1)	②	通路計画	南東角の出入口は交差点から東へずれた位置にありますが、大型バスは南側へ延びる道路からクランクして進入するとの考えでしょうか。	回答No.75参照 大型バスは、南西角及び北東角からの進入を想定しております。
77	募集要項	12	第2	1	(1)	②	通路計画	「南西角からの出入口は、開校後も大型バスや緊急車両等が通行できるように計画する」「工事用の大型車両は南西角からの出入りを想定している」「スクールバスの出入口は南東角から敷地内へ・・・」とありますが、四日市多度線から両出入口の車両の通行に当たり、近隣への配慮事項としてどのような条件があるか具体的にお教えいただけますでしょうか。	工事中及び開校後において、大型車両は南西角、大型車両以外の工事車両・マイクロバス等は、南東角から出入りすることを想定しています。なお、大型車両の出入口として、北東角など南西角以外に確保する提案は可能とします。 通行に際しては、近隣施設及び住宅への騒音・振動等に配慮してください。特に保育園については、通園や保育カリキュラムに合わせた配慮が必要となります。
78	要求水準書	13	第2	1	(2)	①	配置計画	「・・・出入口は、いずれも徒歩通学者・自転車通学者・車両の利用に配慮し、正門は本施設の配置を考慮して適切な位置に設けること」とありますが、通学エリアや通学ルートの設定上、各門の利用者数の振分け想定はありますでしょうか。もしくは徒歩・自転車通学動線として主に想定される出入口はありますでしょうか。ない場合は提案によるものとし、それに合わせた運用をしていただくということでしょうか。事前に条件がありましたらご教示ください。	別途配布資料の「第1回質問書回答資料④ 徒歩・自転車通学者の動線図、スクールバス走路」をご参照ください。 ※配布資料の受領方法は、桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課（電話：0594-24-1354）にお問い合わせください。
79	要求水準書	13	第2	1	(2)	①	配置計画	「校舎・体育館・グラウンド等は、学校開放 地域住民等の利用や避難所としての利用も想定し、利便性とセキュリティ面に配慮して配置する。」とありますが、平日は地域コーディネーターが常駐する想定でしょうか。また、土日を含む学校開放時の施設管理は、地域コーディネーターが行う想定でしょうか。	地域コーディネーターによる常駐及び管理は想定していません。地域交流室は、許可を受けた各利用者が、鍵等を所持して管理を行うことを想定しています。
80	要求水準書	14	第2	1	(2)	①	配置計画	「校舎の一部には、ピロティなどを計画して、天候などに関係なく体育の授業や休み時間、部活動に活用できる屋外活動スペースを確保する。」とありますが、想定必要面積はありますか。	ピロティは、1学年(100人程度)が一度に使用できる広さ以上が望ましいと考えています。また、ピロティなどのスペースは、可能な限り各所に設置していただきたいと考えています。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
81	要求水準書	15	第2	1	(2)	②	避難所としての機能について	避難所としての収容人数は、何人と想定すればよいでしょうか。	桑名市は浸水想定区域が広く、浸水しない地域の避難所は、市内であっても違う地域に住む避難者を受け入れることもあることから避難者数の想定は難しいのが現状です。また、災害の規模によっては多くの避難者が発生し、避難所が不足することが考えられることから、収容人数は、より多い（避難できる場所の床面積がより広い）ことが望ましいと考えています。
82	要求水準書	15	第2	1	(2)	②	避難所としての機能について	「長期間の避難生活」とありますが、期間はどのくらいと考えればよろしいでしょうか。	災害救助法の一般基準では7日以内とされていますが、現実には災害の規模によって大きく変わります。大規模災害時などで仮設住宅の整備までの期間を考慮した場合は、1カ月を超える期間、避難所として利用することもあると考えています。
83	要求水準書	15	第2	1	(2)	③	全室教室	「各室の面積や形状は、机等の配置…」備品は全て新しく購入される認識でよろしいでしょうか。ICT導入により机サイズが変化してきていること等適宜考慮した室計画で考慮してよろしいでしょうか。	全ての備品を新たに購入するわけではありませんが、各室の面積や形状は、ICTに対応できるサイズの机が調達されることを前提に計画してください。
84	要求水準書	15	第2	1	(2)	③	平面計画	「放課後に学童保育を利用する児童は、地域交流室の出入口を利用することを前提とし、・・・学童保育を利用する児童数は、60人程度」とありますが、学童保育と地域交流室の運営主体が異なり、また施設利用時間が異なる（学童保育の運営時間とコーディネーターが常駐する時間が異なる等）ことが想定されますが、学童出入の運用やセキュリティについてどのようにお考えでしょうか。	学童保育を利用する児童の出入りやセキュリティは、学童保育の運営主体が管理することになります。管理方法については、回答No.79をご参照ください。
85	要求水準書	15	第2	1	(2)	③	平面計画	「放課後に学童保育を利用する児童は、地域交流室の出入口を利用することを前提とし、・・・学童保育を利用する児童数は、60人程度」とありますが、地域交流室出入口部分に学童保育用の下足箱を設置するということでしょうか。	地域交流室の出入口付近に、簡易な下足箱を設置してください。
86	要求水準書	16	第2	1	(2)	③	教室等共通	「ICTに対応したプロジェクタを設置」とありますが、可動や天井吊固定など仕様をご指示ください。スクリーンは不要で壁の一部の映写でよろしいでしょうか。	プロジェクタの仕様は、事業者提案とします。映写と重ねて、掲示物を貼るなどして使用することを想定しています。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
87	要求水準書	16				③	プロジェクト等の工事区分について	「ICTに対応したプロジェクトを設置する」「スクリーンやプロジェクト等の視聴覚設備、マイク等の音響設備を設置する」とありますが、本工事で設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	要求水準書	22	第2	1	(2)	③	技術室	「1階に設置」とありますが、想定意図は騒音対策とピットを設置するためと考え、1階ではなくても地面との接地した階に配置でも可と考えてよろしいでしょうか。また不可の場合、1階に設置する意図をご教示ください。	地面と接する位置・配置であれば、階は問いません。
89	要求水準書	22	第2	1	(2)	③	技術室	「木工や金工など多様な授業内容に対応できる技術室を1階に配置する。」とありますが、敷地にレベル差があるため、地盤に接する位置に配置すると読み替えて宜しいでしょうか。	回答No.88参照
90	要求水準書	22	第2	1	(2)	③	【技術室】の工事区分について	「集塵設備」とありますが、本工事で設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	要求水準書	22~24	第2	1	(2)	③	技術室・理科室他の電気専用回路について	「電気は専用回路とすること」とありますが、コンセント使用時にトリップしない回路にするという考えで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、メンテナンス面を考慮し、分電盤や動力盤等についても、各室に設けることが望ましいと考えています。
92	要求水準書	23	第2	1	(2)	③	【家庭科室】の調理台について	教師用の調理台、生徒用の調理台のコンロについて、ガスやIHの指定はありますでしょうか。	災害時の使用を想定して、生徒用の調理台のコンロはガスを基本と考えています。多様な加熱調理器具の取り扱いに関する教育・指導が行えるように、教師用の調理台のコンロはIHとして下さい。
93	要求水準書	27	第2	1	(2)	③	体育館	「天井の高さは、バレーボールに対応できるように設定」とありますが、小フロアはバレーボールの利用想定がありません。天井高さをご指示ください。	小フロアの天井高さについては、ミニバスケットボールの競技基準を満たすように計画して下さい。
94	要求水準書	30	第2	1	(2)	⑦	【環境計画】について	本施設には、再生可能エネルギー設備を自家消費用として設置し、それとは別に発電事業者が校舎の屋上に太陽光発電設備を設置すると考えてよろしいでしょうか。	「公共施設等への再生可能エネルギー設備等導入方針」に基づき、本施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備等)の設置は必須となります。これに加えて、発電事業者等が校舎の屋上等に太陽光発電設備を効果的に設置できるようにスペースや積載加重などを考慮して計画することも必須となります。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
95	要求水準書	30				⑦	太陽光発電について	「本施設の引渡し後、発電事業者が校舎の屋上等に太陽光発電設備を効果的に設置できるようスペースや積載荷重などを考慮して計画すること」とありますが、設置に伴う、機器（本工事で設置する機器の増強対応含む）・配管・配線等は発電事業者工事と考えて宜しいでしょうか。また、発電した電力は自家消費になりますでしょうか。	回答No.94参照。市は、発電事業者等とPPAを締結することを想定しています。
96	要求水準書	30	第2	1	(2)	⑦	環境計画	再生可能エネルギー設備やその蓄電機能について、「本施設の引渡し後、発電事業者が……設置できる……」とありますが、別途工事で発電事業者が設置すると考えてよろしいでしょうか。	No.94、No.95参照
97	要求水準書	32	第2	1	(4)	②	【情報通信設備】の工事区分について	「校長室…は、有線LANが使用できるように配管配線工事を行う」とありますが、HUBやルーター等は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	HUBやルーター等の設置についても、事業者の業務範囲となります。市が契約する通信事業者等と調整を行い、引渡時には使用できる状態となるよう本工事にて整備して下さい。
98	要求水準書	32	第2	1	(4)	②	【情報通信設備】の工事区分について	「全ての諸室及び体育館において、無線LAN（Wi-Fiルーターを含む）が利用できるように整備すること」とありますが、無線LANについては、本工事で設置と考えてよろしいでしょうか	ご理解の通りです。市が契約する通信事業者等と調整を行い、引渡時には使用できる状態となるよう本工事にて整備して下さい。
99	要求水準書	34			(4)	③	空調設備について	「室外機には、必要な安全対策を講じること」とありますが、認識されている危険性をご教示ください。	児童・生徒が近寄れる場所などに室外機を設置する場合、必要な安全対策を講じてください。
100	要求水準書	36	第2	1	(2)	③	スクールバス停留場等	「スクールバスは、大型バスの使用も考慮すること」とありますが、具体的な車種の想定（サイズ）はありますか。	大型バスやマイクロバスを想定しています。大型バスは、桑名市内で定期的に運行している高速バス程度の大きさを想定しております。
101	要求水準書	36	第2	1	(2)	③	スクールバス停留場等	「スクールバスは、大型バスの使用も考慮すること」とありますが、大型バス6台が同時に停車できる停留所が必要とのことでしょうか。敷地スペースが限られる為、最低限必要な基準をお示しください。	スクールバスは、夜間や日中の使用しない時間帯は、バス会社の駐車スペースを利用する想定です。このため、6台同時に停車できる停留所が必要ということはありません。なお、水泳授業や登下校に使用するバスの台数としては、大型バス2台、マイクロバス4台程度を想定しています。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
102	要求水準書	36	第2	1	(5)		外構計画の考え方【スクールバス停留場等】	「スクールバス6台程度の運用に支障のない停留所等を整備すること。なお、スクールバスは、大型バスの使用も考慮すること。」とありますが、大型バスの想定される大きさはありますでしょうか。	回答No.100参照
103	要求水準書	43	第2	5			申請手続きについて	「事業用地に関する申請手続きは、市が行う」とありますが、「事業者は、各種申請等の手続きに関して、関係法令に基づき、工程に支障がないように適切な時期に実施する」とも記載してあります。どちらが実施するのでしょうか。	本事業の実施に関する各種申請等の手続きは、事業者が行ってください。農業振興地域整備計画の変更、農地転用許可、都市計画決定・事業認可など、「事業用地（土地）」に関する申請手続きは、市が行います。
104	要求水準書	43	第2	5			申請手続きについて	区域内において、土壌汚染や産廃があった場合の対応方針をお教えてください。	回答No.58参照
105	要求水準書	44	第2	6	(2)		アスベスト及びPCB搬入機器の事前調査	吹き付けまたは折板裏打ちの貼付にアスベストは認められないとありますが、設備配管保温材等（レベル2）や外装材及び内装材等に含まれる含有アスベスト（レベル3）の調査もされていますでしょうか。またされていない場合は今回の見積りに費用を含むべきかと思いますが、いかがでしょうか。	吹き付けまたは折板裏打ちの貼付の調査は実施済みですが、レベル2及びレベル3は調査しておりません。解体工事に伴うアスベストの事前調査及びその結果必要となる処分等の費用については市の負担とし、本事業の事業者へ随意契約により別途発注する予定です。
106	要求水準書	44	第2	6	(2)		アスベスト及びPCB搬入機器の事前調査	PCBについて今回、事業者が適切に処分するとありますが、PCB特例法によりPCB廃棄物の保管、管理、処理は所有者（発注者）が行わなければならない、施工者等が発注者に代行してこれらの業務は行えません。このため見積り・保管・処分はできず、調査会社を紹介して発注者から直接調査会社に依頼して頂くこととなります。この対応でよろしいでしょうか。	低濃度PCBの調査・処分は、本事業における事業者の業務範囲外（市が別途実施）とし、要求水準書を修正します。
107	要求水準書	44	第2	6	(2)		【アスベスト】について	平成17年に実施したアスベスト調査の調査範囲を教えてください。また、H17年のアスベスト調査結果は閲覧できますでしょうか。	調査範囲は、「吹き付け」「折板裏打ちの貼り付け」となります。調査結果は、閲覧できません。
108	要求水準書	44	第2	6	(2)		【アスベスト】について	追加の調査が必要になった場合、市で費用を負担していただけるのでしょうか。	回答No.105参照

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
109	要求水準書	44	第2	6	(2)		アスベスト及びPCB混入機器の事前調査	事前調査費用算出に影響する為、ご教示下さい。アスベストに関する事前調査は、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則（共に令和3年4月施行）により、元請業者による石綿含有事前調査の義務付け及び作業基準遵守の徹底等が求められております。図面調査と現地調査を実施する必要がありますので金額算出には複数回の現地調査が必要になりますので実施できるでしょうか？	回答No.105参照
110	要求水準書	44	第2	6	(2)		アスベスト及びPCB混入機器の事前調査	アスベストに関する事前調査は、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則（共に令和3年4月施行）により、元請業者による石綿含有事前調査の義務付け及び作業基準遵守の徹底等が求められております。現地調査が出来ない場合は、契約後の現地調査になると考えますが、調査の結果、検体採取ヶ所数が増加した場合は事前調査費が変動します。桑名市様と変更契約が可能でしょうか？ご教示下さい。	回答No.105参照
111	要求水準書	49	第3	4			その他、上記の業務の実施するうえで必要となる関連業務	本事業に係る竣工式費用負担は桑名市様と理解して宜しいでしょうか？	竣工式に係る費用は、事業者負担と考えております。
112	要求水準書	54	第6		(2)		機能施設の所有形態	今回は既存校舎・体育館を全て解体後に機能施設を整備する予定かと思いますが、既存建物を解体せずに一部を残して改修後に機能施設として活用することも可能でしょうか。またその場合は土地の賃貸料と同様に建物についても賃借料を徴収することになりますでしょうか。	既存校舎・体育館は、全て解体撤去してください。
113	要求水準書	54	第6		(2)		機能施設の所有形態	既存建物の一部を残す場合、具体的な機能施設を提案する場合に事業の収益性についても検討する必要があるため、土地及び建物の賃貸料の目安を具体的に教えてください。	回答No.112参照
114	要求水準書	54	第6		(2)		機能施設の所有形態	既存建物の一部を残す場合は、全体工事費の中で解体工事も解体する部分の費用だけで宜しいでしょうか。それとも今回の機能施設の提案は必ずしも実施が約束されたものではないため、提案の内容に関わらず見積り上は全て解体する費用を見込んだ方がよろしいでしょうか。	回答No.112参照

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
115	要求水準書	54	第6		(1)		導入目的	最終段落の「機能施設の整備及び当該施設の運営・維持管理（以下「機能施設整備・運営事業」）については、事業者の提案とする。」と記載がありますが、機能施設整備・運営事業の提案が採択されたにもかかわらず、履行できなかった場合、ペナルティ等は発生するのでしょうか。ご教示ください。	提案した機能施設整備・運営事業を実施できない場合、その理由により、市は違約金の支払いを求めることを想定しています。詳細は、事業契約書(案)をご参照ください。
116	要求水準書	54	第6		(2)		機能施設の所有形態	3行目の「公共施設を提案する場合、施設整備及び運営・維持管理に係る市の財政負担額とともに、当該施設を整備することで市が得られる具体的な効果を明示すること」とありますが、提案施設の金額は提案価格に含まず、民間（収益）施設以外の施設が評価・採用された場合は、桑名市様が別途予算化すると考えて宜しいのでしょうか。ご教示下さい。	機能施設に関して、公共施設、公民合築施設、民間(収益)施設のいずれを提案する場合も、施設整備及び維持管理・運営に係る費用は、提案価格には含まれません。公共施設、公民合築施設を実施する場合における市の負担分は、別途予算化することを想定しております。
117	要求水準書	55	第6	1	(4)		事業実施エリアの前提条件	「機能施設の利用者動線については、本施設用の動線とは別に計画すること。」とありますが、敷地への出入口及び本施設用の駐車場の兼用利用は可とし、駐車場以降の歩行者動線を別ルートで計画することと考えてよろしいのでしょうか。	機能施設は、建築基準法などの関係法令等に基づいて計画してください。敷地内は、機能施設の利用者動線を整備し、児童・生徒をはじめ学校利用者の安全性を確保できる計画としてください。
118	要求水準書	55	第6		(2)		機能施設の所有形態	「公民合築施設または民間（収益）施設を提案する場合、市は、当該施設の運営事業者と事業用借地権契約を締結し、」と記載がありますが、関心表明書をいただいた運営事業者が、事業用借地権契約の締結前に撤退した場合、ペナルティ等は発生するのでしょうか。ご教示ください。	回答No.115参照
119	要求水準書	55	第6		(6)		事業の実施判断	「機能施設整備事業は、事業者からの提案内容に基づき、実現性や継続性、安定性のほか、事業効果や財政負担などを市が総合的に評価したうえで、事業者との協議により事業実施の有無を決定する。」と記載がありますが、事業実施有無の決定時期はいつでしょうか。ご教示ください。	機能施設整備・運営事業の実施に係る協議は、事業契約書の締結後、速やかに開始しますが、決定時期については、当該事業の内容次第となります。
120	要求水準書	55	第6		(6)		事業の実施判断	最終段落に「事業者から提案された提案内容を実施しないことが決定した場合、市は責任や費用を負担しないものとする。」と記載がありますが、機能施設整備・運営事業を実施しないと決定し、要求水準書の機能を備えた外構整備をする際の費用は事業者の負担となるのでしょうか。ご教示ください。	事業者の帰責事由により機能施設整備・運営事業を実施しないと決定した場合、事業用地全体の供用開始期限までに、事業者の負担により、外構を整備してください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
121	要求水準書	55	第6		(6)		事業の実施判断	「事業者から提案された提案内容を実施しないことが決定した場合、市は責任や費用を負担しないものとする。」と記載がありますが、機能施設整備・運営事業を提案する場合、提案内容を実施しないと決定されるリスクを鑑み、機能施設に代わる外構整備の費用を、今回の提案価格に盛り込む必要があるでしょうか。ご教示ください。	事業者の帰責事由により機能施設整備・運営事業を実施しないと決定した場合、事業用地全体の供用開始期限までに、事業者の負担により外構を整備してください。（この場合の外構整備費用は、事業者の負担となるため、提案価格に含めることはできません。）
122	要求水準書	55	第6		(6)		事業の実施判断	機能施設整備運営事業を実施しないと決定し、要求水準書の機能を備えた外構整備をする際の費用負担が事業者となる場合、当初の提案内容から外構工事の費用が増加すると思われます。その際の外構工事の増加費用については追加変更契約でご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	回答No.120、No.121参照
123	事業者選定基準書	3	2		(2)		提案価格の確認	「提案価格が物価上昇率との乖離を考慮しと著しく超える提案は失格とする場合がある」とありますが、具体的な失格基準をご教示下さい。	具体的な失格基準は設定しておりません。
124	事業者選定基準書	3	第3	2	(2)		提案価格の確認	「基準価格を著しく超える提案は失格とする場合がある」とありますが、「著しく超える」の判断基準をご教示願います。	定量的な判断基準は設定しておりません。
125	事業者選定基準書	3	第3	2	(2)		提案価格の確認	「・・・物価上昇率（建設資材物価指数等の推移）との乖離・・・」とありますが、一般財団法人建設物価調査会の建設資材物価指数の中分類指数（建設総合）を基準にすると考えてよろしいでしょうか。	物価上昇率は、一般財団法人建設物価調査会が公表している建設資材物価指数のほか、複数の統計資料等を参考にして把握したいと考えています。
126	事業者選定基準書	5					加算審査項目 (1)事業者のノウハウやAIの導入計画	施設整備計画の③と④で配点40となっています。③と④の関連性を教えてください。④については、その下段の機能施設の内容だと思っておりますが、あえてこの施設整備計画の中に含めている理由も教えてください。合わせてこの配点40は③20+④20との理解でよろしいでしょうか。	③は、「機能施設」の設置有無に関わらず、「本施設及び事業用地全体」を対象範囲として、本事業で重視している機能を効果的に導入している提案を評価します。 ④は、「機能施設」の設置を提案する場合、施設整備の観点（建物としての特徴など）で評価します。 下段は、運営・維持管理の観点で評価する項目となります。 40点の配点に関して、③と④の配分はありません。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
127	事業者選定基準書	5					加算審査項目 (1)事業者のノウハウやアイデアの導入計画	機能施設運営・維持管理計画の③市のホームページに掲載されている通り、これまでの市と地域住民との対話（ワークショップ等）を十分に考慮・検討した計画とあるが、ワークショップの『振り返りシートまとめ』を見る限り、機能施設運営維持管理の記述を見つけれません。具体的に市と地域住民との対話内容をご教示ください。	機能施設運営・維持管理計画は、ホームページの掲載内容を参考にして提案してください。
128	事業者選定基準書	5			(1)		事業者のノウハウやアイデアの導入計画	機能施設運営・維持管理計画の評価項目で、主な評価の視点を鑑みますと提案施設による評価優劣はあるのでしょうか？例えば、要求水準書P54第6(2)に記載されている公共施設、公民合築施設、民間（収益）施設と具体例が示されています。	機能施設は、「事業者のノウハウやアイデアの導入に関する要求水準」に基づき、教育内容や学習と相乗効果のある機能を備えた施設であることを前提としたうえで、①民間（収益）施設、②公民合築施設、③公共施設の順に評価することを想定しております。
129	事業者選定基準書	5			(1)		事業者のノウハウやアイデアの導入計画	「機能施設運営・維持管理計画」における評価の視点①の3行目に「（本施設の運用支援や市が展開している各種施策の推進に寄与する計画がふくまれているか）、③の2行目に「市と地域住民との対話（ワークショップ等）を十分に考慮・検討した計画」とありますが、関係施策やワークショップ開催議事に関する資料は、『要求水準書P5・第1-4-（3）本事業に関連する市の上位計画等』に記載のある資料にすべて含まれていると考えてよろしいでしょうか。	「市が展開している各種施策」は、要求水準書に記載している「本事業に関連する市の上位計画等」以外の計画等に基づく施策も含まれます。ワークショップの開催内容は、市のホームページをご確認ください。
130	様式集	5	第3	1	(1)	⑥	各様式に記載の留意事項について	「留意事項等は削除する」とされていますが、例えば参加表明書様式5-1～5-11の＜留意事項＞及び※印の文章について全ての削除が必要でしょうか。	削除して構いません。
131	様式集	18					構成企業一覧表	様式5-3 『「担当業務」欄は、入札説明書に基づき当該企業が担当する業務内容を記載すること』とありますが、ここで記載されている「担当業務」とは、募集要項P12・3-（1）-①【応募グループの構成企業】に記載のある業務内容を記載すればよろしいでしょうか（例：役割が「土木設計企業」の場合は「本事業用地の造成設計を行う」と記載する）。	ご理解の通りです。 ※「入札説明書」は「募集要項」に修正します。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
132	様式集	27	第4	※4			様式5-8について 「経営規模等評価結果通知書」（審査基準日：令和3年6月末日以降）の写しを添付とのご指示ですが、弊社が国交省からいただいている通知書は審査基準日：令和3年3月31日が最新のものとなります。これを添付することで宜しいでしょうか。審査基準日：令和4年3月31日の通知書をいただけるのは令和4年9月となります。	「経営規模等評価結果通知書」は、最新の書類を添付してください。（審査基準日が令和3年3月31日の通知書で構いません。）	
133	様式集	27					様式5-8 参加資格要件 確認書（建設 企業）について ※4「経営規模等評価結果通知書」について、「審査基準日が令和3年6月末日以降のものを添付する」とありますが、弊社においては、審査基準日が令和3年3月31日のものが最新版となります。有効であると考えてよろしいでしょうか。	No.132参照	
134	様式集	35	第4				様式5-11について 桑名市入札参加資格者名簿の登録は名古屋支社で行っているのですが、法人税、消費税並びに地方消費税の納税証明書は名古屋支社分の証明書で宜しいでしょうか。本社分も必要でしょうか、その場合は納税証明書（その3の3）の書式で宜しいでしょうか。	「その他の事業者」は、本社の納税証明書（その3の3）を提出してください。	
135	様式集	52					様式8-7① 様式8-7①の事業費見積内訳には「什器・備品等調達設置」があります。その一方で募集要項P10には市が実施する主な業務で令和5年度以降に「開校時に必要な什器、備品の購入・搬入設置」とあります。要求水準書の内容を含め、現時点で想定している、事業者と桑名市様の什器・備品等の調達区分を備品リスト等で具体的にご教示いただけないでしょうか。	本施設に必要な什器、備品の購入・搬入設置は、基本的に市が行いますが、要求水準書に設置を求めている什器・備品等の調達は事業者の業務範囲となります。	
136	様式集	67					様式12-2 事業者のノウ ハウやアイデアに基づく施設整備計画について ③「・・・重視している機能の導入に関する・・・具体的な施設整備計画」の「機能の導入」は、施設全体の機能のことではなく、④の機能施設のことを指しているのでしょうか。	機能施設に限定せず、「本施設及び事業用地全体」を指しております。	
137	様式集	67	第6				様式12-2 関心表明書の書式は任意でしょうか？ご教示下さい。	任意の書式で構いません。	
138	様式集	67	第6				様式12-2 関心表明書に記載する事項で、桑名市様の確認事項をご教示下さい。関心表明書作成に反映させたいと考えております。	関心表明書の書式は、応募事業者の任意としますが、関心の程度を把握できる文言を記載してください。	

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
139	様式集	67	第6				様式12-2	様式集の様式12-2には運営事業者の関心表明書を添付とありますが、仮に関心表明者と実際の運営事業者が異なるケースが発生（会社の運営方針変更、経済情勢による取り止めetc）した場合は提案者へのペナルティは課せられるのでしょうか？ご教示下さい。	機能施設整備・運営事業に関して、提案した内容通りに実施できない場合、その理由により、市は違約金の支払いを求めることを想定しています。詳細は、事業契約書(案)に明記します。
140	様式集	様式 8-8					備品リスト	記載する備品はどこまでの内容を記載する必要があるのでしょうか。膨大な量になる可能性があるため、条件をお示しください。	回答No.135参照